障害者である職員の任免状況

令和８年６月１日現在
（法定雇用率：2.8%）

（1）法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	2977.5 人
（2）障害者の数	87.5 人（69 人）
（3）実雇用率	2.94%
（4）不足数	0.0 人

１　（1）欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数（短時間勤務職員は 1 人を 0.5 人としてカウント）から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

２　（2）欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 人としてカウントとしています。

なお、() 内は実人数です。

３　（4）欄の「不足数」とは、(1) 欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切捨て）から（2）欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となります。

そのため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合法定雇用率達成となります。

４　障害者の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表としています。